

盛岡地区危険物安全協会会費算出基準

算 出 基 準	金 額
・ 危険物施設の数が 1 の事業所 ・ 危険物施設を有しない事業所	A 会 員 2, 2 0 0 円
・ 危険物施設の数が 2 の事業所	B 会 員 3, 3 0 0 円
・ 危険物施設の数が 3 ～ 5 の事業所	C 会 員 4, 4 0 0 円
・ 危険物施設を 6 以上有する事業所 ・ 指定数量の倍数が 5 0 0 以上の危険物を貯蔵又は 取り扱う事業所 ・ 給油取扱所を有する事業所 ・ 製造所を有する事業所	D 会 員 6, 6 0 0 円
・ 油槽所を有する事業所 ・ 給油取扱所を 5 以上有する事業所	E 会 員 8, 8 0 0 円
・ 特定屋外タンク貯蔵所を有する事業所	F 会 員 3 0, 0 0 0 円

※ 複数の算出基準に該当する場合は、上位の算出基準とする。